

18 薬剤管理指導料算定件数

● 項目の解説

薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。

● 当院の実績



単 位 | 件

期 間 | 年間

備考・コメント

チーム医療の担い手としての薬剤師の役割は高まっており、入院中の服薬指導などの件数は着実に増加しています。平成24年度からは「病棟薬剤業務実施加算」算定開始に伴い薬剤師を増員した結果、件数が大幅に増加しました。

平成27年度国立大学病院平均値
(100床あたり) 1,818.44件
(平成27年度当院 100床あたり 2,742.16件)

● 定 義

医科診療報酬点数表における、「B008 薬剤管理指導料(1)(2)(3)」の算定件数です。